

日産ポイント規定

(目的)

第1条 日産ポイント規定（以下「本規定」という。）は、株式会社日産フィナンシャルサービス（以下「当社」という。）が、当社が個人に対して発行するクレジットカードの本人会員に対して日産ポイント（以下「ポイント」という。）を付与し、獲得したポイント数に応じた特典を提供する制度（以下「日産ポイント制度」という。）の内容及び当該特典を受けるための条件を定めたものです。

(ポイントの付与)

第2条 当社は、カード利用代金（家族会員のカード利用代金を含む。）その他当社所定の条件に応じて、当社所定のポイントを本人会員に付与します。

(ポイントの付与日)

第3条 カード利用代金に応じて付与するポイントは、当社所定の方法により、毎月の締日までのカード利用代金合計に基づき、翌月1日付をもって本人会員に付与します。但し、ボーナス一括払い又は2回払いをご利用の場合のポイント付与日は、当該カード利用代金の支払月の当月1日付とします。

(ポイントの付与対象)

第4条 カード利用代金には、年会費、その他当社所定のものは含まれません。

(ポイントの計算)

第5条 カード利用代金に応じて付与するポイントは、カード利用代金合計の1,000円未満を切捨てた金額に、当社所定の率を乗じて計算されます。

(ポイントの累積と有効期間)

第6条 ポイントは、その付与日から60ヶ月間累積でき、その期間を有効期間とします。ポイント付与日から60ヶ月を超えるものについては、自動的に失効するものとします。

(ポイント付与の取消)

第7条 会員の商品又はサービス等の購入の取消により、カード利用代金の全部又は一部が取消された場合は、取消額に応じたポイントも当社所定の方法により取消されます。

(ポイントの通知等)

第8条 当社は、当社所定の通知方法により、当該通知時点における有効なポイント残高（以下「ポイント残高」という。）を本人会員に通知するものとします。

2. 本人会員は、当社所定の方法で問合せることにより、問合せ時点におけるポイント残高を確認することができます。

(ポイントに基づく還元の条件)

第9条 本人会員は、当社所定の条件に該当した場合に、ポイントの還元（以下「還元」という。）

を受けることができます。なお、還元には、当社所定の還元金（以下「還元金」という。）による還元と、当社所定の商品等への交換（以下「商品交換」という。）による還元があります。

2. 本人会員が、還元申請の時点で会員資格を有していない場合、還元を受けることはできません。
3. 当社は、本人会員が還元申請に関し不正・虚偽の行為を行ったと認めた場合、又は日産カード会員規約もしくは本規定を遵守していないと認めた場合は、還元を拒否又は保留することがあります。この場合は、本人会員にその旨を通知します。

（還元の決定）

第 10 条 当社は、本人会員から還元申請を受付けた後、所定の期間内に所定の審査を行い、還元の可否を決定します。

（還元の対象となるポイント残高）

第 11 条 還元の対象となるポイント残高は、前条に基づく還元決定日時点でのポイント残高とし、第 8 条第 1 項により当社が通知したポイント残高、又は同条第 2 項により本人会員が確認したポイント残高と異なることがあります。

2. 1 回に還元できるポイント数は、当社の所定数を上限とします。還元にあたっては、付与日の古いポイントから順に充当します。
3. 1 回の還元により、前項の上限数を満たす付与日に付与されたポイントを含むポイント残高はすべて消滅し、以後、消滅月の翌月以降の付与日からのポイントが、次回以降の還元対象となるポイント残高として、第 6 条の有効期限内において存続します。

（ポイントのマイル交換）

第 12 条 本人会員が全日本空輸株式会社（以下「ANA」という。）の認める「AMC マイレージ会員」（以下「AMC 会員」という。）又は日本航空株式会社（以下「JAL」という。）の認める「JAL マイレージバンク会員」（以下「JMB 会員」という。）である場合、本人会員は、還元金による還元申請に代えて、ANA の実施する「ANA マイレージクラブ」又は JAL の実施する「JAL マイレージバンク」のマイル（以下「マイル」という。）への移行による還元申請（以下「マイル移行申請」という。）ができるものとします。

2. 本人会員は、マイル移行申請の際、当社が、本人会員について AMC 会員又は JMB 会員であるとの照会上あるいはマイルの登録上必要な範囲内で、本人会員の個人情報を ANA 又は JAL へ提供することに同意します。
3. 本人会員は、当社がマイル移行申請を受理した後は、当該申請を取消すことはできないものとします。
4. 移行後のマイル管理は、マイルを付与した ANA 又は JAL が行うものとし、当社はその責めを負わないものとします。

（還元の方法）

第 13 条 還元金による還元の場合、当社は、第 11 条第 1 項に基づき還元対象となるポイント残高を当社所定の率で換算した金額を、当社に登録されている本人会員のお支払預金口座に振込むことにより支払います。

2. 商品交換による還元は、当社所定の方法によるものとします。
3. 本人会員がマイル移行申請を行い、かつ当社が還元を決定した場合、当社は、その旨を ANA 又は JAL に通知します。

4. ANA 又は JAL が、本人会員が AMC 会員規約又は JMB 会員規約を遵守していない等の理由により、マイル登録を拒否又は保留した場合、当社は本人会員にその旨を通知します。この場合、当社は、還元金により還元を行うものとします。

(公租公課)

第 14 条 還元について公租公課が課せられた場合、その公租公課は本人会員が負担するものとします。

(ポイントの消滅)

第 15 条 理由の如何を問わず、本人会員がカードの会員資格を喪失した場合、既に累積されているポイントはすべて自動的に失効するものとします。

(禁止事項)

第 16 条 理由の如何を問わず、本人会員はポイントに関する権利義務を他人に譲渡し、又はこれを貸与、担保提供等することはできません。

(終了)

第 17 条 当社は、日産ポイント制度を終了又は中止することができるものとします。この場合、あらかじめ当社ホームページで公表する等の方法により本人会員に周知します。

(本規定の変更)

第 18 条 本規定の変更については、日産カード会員規約の変更に関する規定を準用します。なお、カード会員規約の変更に関する規定に「本規約」とあるのは「本規定」に読み替えるものとします。

ポイントに関するお問合せ先

日産ポイントデスク 0120-815-523